

◆東日本大震災への対応

政府・第一次補正予算案の続報 私立学校施設災害復旧事業の概要が判明

東日本大震災にかかる政府の第一次補正予算案の続報です。

文部科学省より5月2日に各都道府県私立学校主管部課に対して別紙の事務連絡が発出されましたのでお知らせいたします。

連絡文の中の「別紙4」が新たに判明した部分で、私立学校施設災害復旧事業の概要がまとめられています。建物、工作物、土地、設備などの補助対象範囲が整理されており、東日本大震災、長野県北部、静岡県東部で発生した災害が補助対象となります。

[今号は3枚]

平成23年5月2日
事務連絡

文部科学大臣所轄各学校法人
都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成23年度補正予算（第1号）の成立について

平素より私立学校の振興にご尽力賜り、感謝申し上げます。

この度の東日本大震災の復旧のため、本日国会において平成23年度補正予算（第1号）が成立いたしました。私立学校関係で措置された事項は、別紙1～3のとおりです。

このうち、私立学校施設災害復旧費補助については、今回の震災による施設・設備の復旧の1/2以内を補助するものとして、この度の震災による被害の甚大さや範囲の広さを踏まえ、626億円という規模の予算が確保されました。同補助により対応が可能な施設・設備は、別紙4の通りであり、「東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について（平成23年4月11日付私学助成課事務連絡）」を踏まえ、同補助の申請に向けた準備を進めていただきたいと存じます。

私立学校施設災害復旧の対象となる私立学校に対しては、これに加え、教育研究活動の復旧のための補助として別途212億円という規模の予算を確保しています。

また、私立大学、私立短期大学及び私立高等専門学校^{（注）}の東日本大震災により経済的に修学が困難となった学生に対する学費減免に対する経常費助成についても、大学等の減免額の2/3を補助するものとして、34億円という規模の予算が確保されています。

さらに、学校法人が負担することになる災害復旧費用及び当面の経営資金についても、日本私立学校振興・共済事業団による無利子・長期低金利融資に必要な予算を確保しています。

本年4月25日に、当課より文部科学大臣所轄各学校法人と都道府県私立学校主管部課に対して、メールにより「地震被害状況等についての調査依頼」の依頼をしておりますが、補正予算が成立したこと、補正予算により確保された額の規模とそれぞれの予算の趣旨を十分に踏まえ、再度内容を幅広くご検討いただき、追加がある場合には、改めて5月16日までに文部科学省高等教育局私学助成課までご回答を賜りたいと存じます。

大変ご多忙とは存じますが、何卒よろしく願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

TEL：03-5253-4111

（補正予算全般）

総括係（金、小笠原）（内線2544、2579）

（私立学校施設の災害復旧、私立大学等に対する補助）

助成第一係 畑、八木下（内線2545）

（無利子・長期低金利融資）

助成第三係 川村（内線2546）

（私立高校等に対する補助）

助成第四係 村本（内線2547）

私立学校施設災害復旧事業の概要

1. 補助対象

東日本大震災※により被災した私立学校（私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学及び高等専門学校）の所有する施設。

※東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による災害ですが、これには3月12日に長野県北部で発生した地震及び3月15日に静岡県東部で発生した地震などによる災害を含むものとして取扱うこととしております。なお、上記の災害により被災した施設であれば、立地地域にかかわらず補助対象となります。

2. 補助率

1/2以内

3. 災害復旧事業の対象となる施設

①建物

当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。教員住宅は除く。）

②工作物

土地に固着している建物以外の工作物

（例：野球場バックネット、鉄棒、遊具、プール、自転車置場、温室等）

③土地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

（例：テニスコート、砂場、花壇（樹木を除く）、排水溝、法面等）

④設備

工具、教材、教具、机、椅子等の物品（備品台帳に搭載されているものに限る）

（例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具（農業に関する学科に属する場合の動物を含む。）、給食調理機械器具、食器等）

4. 適用範囲

1校（園）あたりの災害復旧に要する工事費（3. ①～④の施設の復旧費（以下同じ））が次の①かつ②に該当するもの。

①学校ごとの災害復旧に要する工事費

・ 大学	300万円以上
・ 短期大学	240万円以上
・ 高等学校	210万円以上
・ 小・中学校	150万円以上
・ 特別支援学校	90万円以上
・ 幼稚園	60万円以上

②いずれの学校種についても、復旧に要する工事費が、被災時の幼児、児童、生徒又は学生の数に750円を乗じた額以上のもの。